

会員集会

若手会員に対する会費減額及び  
当会と会員との連絡方法について

横浜弁護士会新聞

発行所  
横浜弁護士会  
横浜市中区  
日本大通9番地  
☎045-211-7707  
URL http://www.yokoben.or.jp/

平成25年12月3日午後2時から4時すぎまで、関内ホール小ホールにおいて会員集会が開催された。冒頭、仁平信哉会長から、2つのテーマの提案骨子及び関連性について説明があり、続いてテーマごとに議論が交わされた。

若手会員に対する  
会費減額について

まず、三品篤副会長から、若手会員のみを減額の対象とする理由及び減額の具体的内容について説明があった。

理由としては、司法制度改革以降、厳しい状況に置かれている若手会員に対して支援が必要であり、数年来、当会による支援を行ってきたこと、具体的には、スキルアップのために新規登録

弁護士に対する研修の義務化、チューター制度の導入を行い、就職支援のために就業問題対策委員会を設置していること、今回の会費減額という提案は、このような取組の一環として、若手会員への経済的支援策と位置づけられていること等が説明された。

具体的内容としては、若手会員育成支援委員会及び就業問題対策委員会からの意見を踏まえ、会費を半額とすることを想定していること、

提案骨子を説明する仁平会長

当会と会員との  
連絡方法について

理事者からの説明を受け、会員から質問及び意見が述べられた。若手会員に対する支援の必要性を否定する意見はなかったが、若手会員の就業状況の実態把握を求める意見や、当会の財政状況を危惧する立場から、より詳細な説明を求めたり支出削減案の具体化を求めたりする意見等が述べられた。

次に、本田正男副会長から、連絡方法を変更する提案の趣旨について、IT化を促進することに主眼があるものではなく、事務局業務の低減ないし当会の支出削減を目的としていることが説明された。

臨時総会開催のお知らせ  
日時：平成26年2月26日(水) 13時  
場所：横浜情報文化センター  
情文ホール

相模原での合議制実現に向け  
地域一体となった活動を  
日弁連キャラバン相模原

平成25年12月16日、日弁連キャラバンが相模原市内のホテルで開催された。日弁連キャラバンとは、日本弁護士連合会が主催するもので、各地域の司法の実情を把握し、単位会や地域住民と意見交換を行い、地域の課題の解決を図ろうという運動である。

今回は、横浜地裁相模原支部では合議制を実施していないため、この地域の市民・住民が十分な司法サービスを受けられないという問題を地域の政財界を交えて意見交換を行い、これらの人々と共に合議制実現を図っていくという趣旨で開催された。

件費が毎年1000〜1500万円ずつ増え続けているという背景状況の説明に続き、年間約100件にも及ぶアンケートを当会ホームページ会員専用ページ内の入力システムによって代替すること、当会から会員宛のFAXをメール配信に代替することによって大幅な人件費及び通信費の削減が見込まれること、そして、これらがもう一つのテーマである若手会員の会費減額と不可分な関係にあること等の説明がな

意見を述べる島崎会員

された。もっとも、アンケート入力システム導入に関する現時点での業者見積額が高額であるため、この点について改善が必要である旨の補足説明があった。

最後に、これらのテーマは2月26日の臨時総会に上程されることが告知された。今回の会員集会は、年末の多忙な時期ゆえか出席者が少なく、ホールの広さに比して寂しい状況にあった。臨時総会では、多数の会員による活発な議論が期待される。

2月26日  
臨時総会に上程



横浜弁護士会は、神奈川県内に法律事務所を持つ弁護士全員が加入する法定団体です。

発言する谷口会員

より、相模原法人会等の他、地元選出の国・県・市の議員を含め総勢61名の参加があった。

支部会員から、単純な医療過誤事件が本庁に回付された事例、先物取引詐欺事件の訴えについて合議になると見込まれたため本庁に提起せざるを得なかった事例、保釈却

また、社会保険労務士会から、労働問題について、個別紛争が発生した場合に身近な場所である本庁に相談し、解決できることが望まれるとの発言もなされた。

政界との意見交換では、県会議員から、相模原市内には神奈川県警の研修センターが設置され、緊急時にはこのセンターが本部としての機能を果たすことを参考にすれば、司法の分野においても緊急時の体制を整えていくために裁判所が十

更に、国や裁判所において、個人という意識を捨て、地域住民たちが主体となつて自分たちが裁判所を作り上げていくべきだという意見や、国・県・市がそれぞれ役割分担をしっかりと継続的な運動をしていくべきとの意見などが出され、活発な意見交換が行われた。今後、地域と一体となった活動を続けることが期待できると実感した。

里見香奈さん(21歳)が奨励会三段に昇段したとのニュースがあった。奨励会とは将棋のプロ棋士になるための養成機関で、七級から三段までで構成されており、三段に昇段後、成績優秀者のみが四段となり晴れてプロ棋士となる。里見さんは女性で初めて三段に昇段したが、四段以上のプロ棋士は男性しかないことから、今後、女性初のプロ棋士誕生が期待される。▼もっとも、奨励会三段になつても年齢制限があり、満26歳までに四段に昇段しなければ原則退会となり、プロ棋士を諦めなければならぬ。▼年齢制限ではないものの、司法試験にも受験回数制限があり、受験者は、一定期間・一定回数以内に合格しなければならぬ。筆者の時代にはこのような制限はなかったが、期間や回数の制限が重圧となるであろうことは容易に想像できる。無事合格しても、司法修習生の給与が賃与制となるなど、特に若手法曹を取り巻く状況もなかなか厳しい。▼里見さんは、三段昇段後「時間に限りがあるので、一日一日を精進するのみです」とコメントした。我々には、幸いにも時間の制限がない(準備書面等の期限はあるが)。日々を元気に精進するしかないと思

(会員) 大谷 豊 (越川 純哉)

山ゆり

里見香奈さん(21歳)が奨励会三段に昇段したとのニュースがあった。

会員向け告知

総会と常議員会の改革案について

公益活動・委員会活動等推進委員会

(水地啓子委員長)からの答申

弁護士会の意思は総会や常議員会という議決機関を通じて決定されるが、その意思決定が会の決定として正当性をもつためには、①総会においては、多数の会員が議事に参加し議論が行われることが不可欠であるし、また、②常議員会においても、常議員会を構成する各常議員の構成が会内の多数かつ多様な意見を反映しうるものでなければならぬ。しかしながら、近年の傾向をみると、①総会については、会則に定められた定足数を満たしたことはほとんどなく、いわゆる30分ルール(定刻を30分経過したときは、通常決議については50名、特別決議については70名の出席で開会できるとするルール)によって、ようやく開会にこぎつけているのが実態である。また、②常議員会についても、常議員の定数は長らく35名のまま固定化されており、かつ、その選任方法についても、会内の各種の意見を反映するための制度的な担保は存在していない。

そこで、かような問題意識を前提に前年度理事者より諮問が行われ、これについて今年度理事者に対し標記の答申が出された。今後の会の意思決定に重大な影響を及ぼす問題であることから、より多くの会員にその意義を共有して頂きたく、本誌面を借り特別に告知を行った次第である。答申の詳細は、会員専用ページに掲載しているので、ぜひ参照頂きたい。(副会長 本田 正男)

研修会

裁判官から見た  
裁判員裁判における  
弁護活動

一歩退いた弁護の必要性も

当会刑事弁護センター  
運営委員会では、平成25  
年12月2日、当会会館に  
横浜地方裁判所から奥山

豪判事、小林真由美判事補を招き、「裁判官から見た裁判員裁判における弁護活動」をテーマとした研修会を開催した。近時の裁判員裁判において裁判員に対して行われたアンケートによると、検察官と比較して弁護人の主張はわかりにくいという回答が多く、これは自白事件でもそのような結果になっているとのことであった。筆者は否認事件ではわかりにくい主張になってしまいうこともあり得るのではないかと考えていたが、自白事件でもわかりにくいとのことであり、意外で

あった。裁判官から出た弁護活動に対する感想の具体例として、「弁護人の議論はわかりにくいし、科刑意見も認めがたい」「弁護人が主張している事実がなぜ被告人に有利なのか理解できない」「弁護人の主張は常識はずれである」といった主張自体に対する批判のほか、「無理な誘導尋問をしている」「声が小さい」といった弁護活動の基本的技術に対する苦言も紹介された。

無理な誘導尋問や声の大きさにについては、個々の弁護人の技術の問題なので自己研鑽を積むしかない。これに対して弁護人の主張に対する批判については、全部を受け入れるわけではないが、弁護人が被告人の言い分に引張られすぎているという問題もあるかもしれない。

この点について講師からは、「被告人が無理な主張をしているような場合には、弁護人が一歩退いた弁護をすることか、力の配分を考えて、弁護人が本心に主張したい部分はこつちである」と暗に伝えるといった方法も考えられるのではないかと、筆者個人としても大変勉強になったので、今後の弁護活動の参考にしたい。

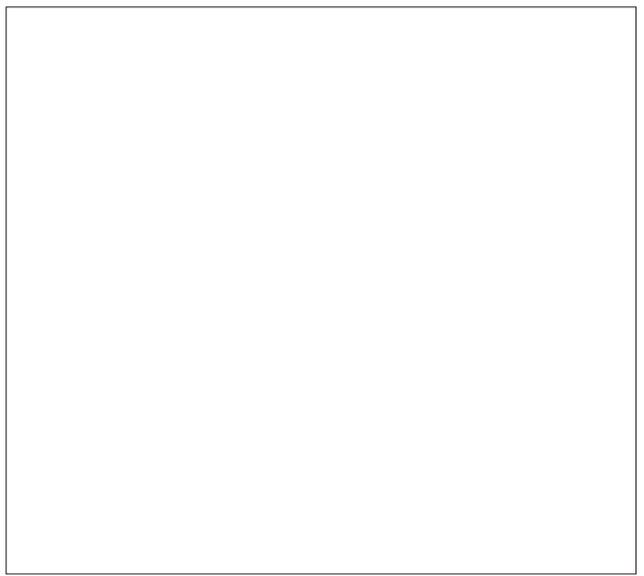
(刑事弁護センター運営委員会 事務局次長 菊池 博愛)

少年事件実務研修会

裁判官、調査官から見た  
付添人活動

平成25年12月5日、横浜市開港記念会館にて少年事件実務研修会が開催された。

前半は、講師として招いた横浜家庭裁判所少年部



部の鈴木祐治裁判官と青山健一調査官から、「家庭裁判所が期待する付添人活動」と調査官の調査活動と付添人活動、その連携」をテーマとする講演があった。

後半は、当会の戸張雄哉会員を交えた三者間で意見交換が行われた。テーマが「意見書」に及ぶと、裁判官、調査官からは、少年の非行原因を踏まえた上で、更生に役立つ改善策や処遇意見を書いてもらうと審判の参考になるとの意見が出た。少年に有利な事実だけ羅列するのはなく、少年院での教育内容等も知っ

た上で処遇意見を考えたほうがいい、とのことである。もっともな話であるが、付添人の立場は悩ましい。時に少年の気持ちに寄り添った意見を書くことも付添人の役割ではないかとの話が出ると、裁判官からは、付添人の役割に理解を示した上で、「審判協力者」である付添人とは積極的にカンファを行い、審判に向けた連携を図ってほしい、と述べた。

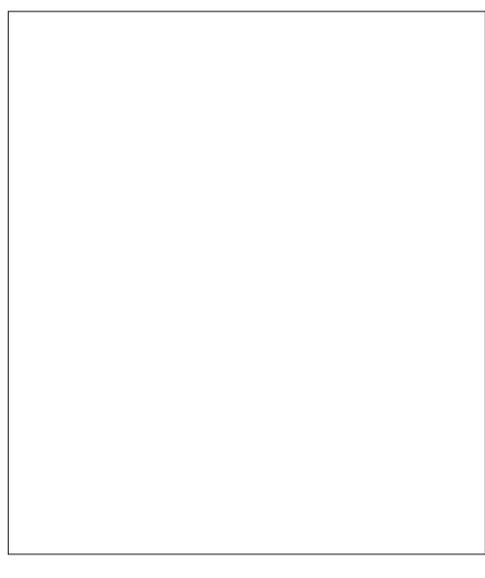
裁判所の率直な意見を聞くことができる有意義な時間であった。(会員 宇野 知子)

児童福祉勉強会

「児童精神科医は何を考え何を悩み、何をやっているのか」

子どもの権利委員会は、平成25年12月6日、当会会館に県立こども医療センター専属児童精神科医新井卓氏を講師として招き、勉強会を開催した。

新井医師は、精神科医の仕事は「患者本人が語らない、語れない思いや行動を注意深く観察し、個人の内面で何が起きているかを見極める」ものだ」と語り、子どもの人格



形成過程、児童期の精神障害(特に自閉症関連障害)・注意欠陥多動性障害)とその症状形成要因、精神障害における子どもと大人の違いについてレクチャーした。

子どもの場合は人格未完成の状態で精神障害の症状が形成される。人格形成過程でいじめや虐待等の社会体験が加わると、取り返しがつかない深刻な症状が形成される

ことがあため、早期受診が重要である。また、子どもの精神疾患の発症は、突然ではなく、文脈があるのが特徴であり、継続的な通院を通して子どもや関係者の体験を注意深く追っていく必要がある。

しかし、本人が望んで受診することはまれで、家族も子どもの精神科通院に抵抗感を持つことから、早期受診や継続的な通院は簡単でない。通院しやすい環境をいかに作るか、講義の端々で現場での工夫が垣間見られた。

閉会后、今後、弁護士有志とこども医療センターとで定期的な意見交換の場があれば、という声も挙がった。非常に充実したレジュメもあるのので、会員はぜひ研修DVDをご覧ください。(会員 立石 結夏)

品川女子学院 弁護士会訪問

10年後の活躍に期待しつつ

元気な品川女子学院生徒達

平成25年12月17日、午前9時30分から約2時間半にわたり、品川女子学院の高校2年生約30名による当会訪問があり、筆者が属する法教育委員会が対応した。

事前に、担当教師に、東京の学校なのになぜ横浜まで足を運んでくれるのかを尋ねたところ、以前たまたま当会を訪問したところ、親切丁寧で、かつ学校で掲げているテーマに沿った対応をしてくれたので、好感を持ち、それ以来、当会を訪問しているとのことであった。

これを聞いて、担当の筆者としては、非常にプレッシャーを感じたのが正直なところであったが、今回の訪問のテーマは、「10年後の働く自分の姿を想像する」とのことであったので、当日は「働く」ということに自分ができるような意味を感じているか、ということから話し始めた。

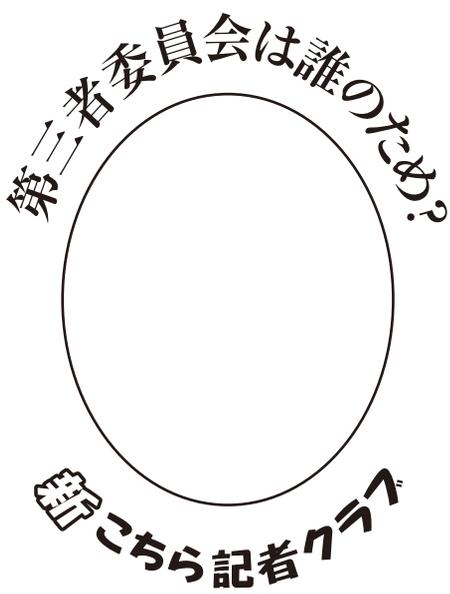
そのうえで、筆者がなぜ弁護士という仕事を選んだのか、それに至る経緯を自己紹介の中に取り込んで話をし、更に、弁護士という仕事がどのようなものかについても紹介した。

参加してくれた生徒達は非常に熱心であり、質疑応答の時間では、積極的に質問もしてくれた。

これを機に、生徒達の筆者としては、非常にプレッシャーを感じたのが正直なところであったが、今回の訪問のテーマは、「10年後の働く自分の姿を想像する」とのことであったので、当日は「働く」ということに自分ができるような意味を感じているか、ということから話し始めた。

先日、ある企業の第三者委員会の記者会見に出席する機会がありました。第三者委員会は、企業や団体で不祥事があった際に、徹底した調査を実施し原因を分析し、再発防止策を提言するため、弁護士や公認会計士などの専門家や構成する委員会です。不適切な会計処理だけでなく、最近では食材の虚偽表示問題で一部のホテルが第三者委員会を立ち上げると発表しました。

第三者委員会の報告書は、企業のホームページや東証の適時開示情報閲覧サービス(TDNET)で公表されることが多くなっています。経営者に都合の悪いことでも積



極的に調べて公表し、信頼回復や再発防止に役立っただけでなく、企業法務の専門家から高く評価された報告書も多数あります。

一方で、「故意はなくミス」が、それぞれが異なった結論を出すといったこともありました。これでは社外の人は

どちらが事実かわからず、混乱を招くだけだと思います。弁護士の先生方は第三者委員会の委員で中心的な役割を果たされることが多いと思います。一義的には依頼者は当該企業の経営者になります。日弁連のガイドラインでは、真の依頼者は名目上の依頼者(経営者)の背後にあるステークホルダーとしています。経営者の利益にならないことでも株主や利用者のためになるのであれば積極的に調べて公表して頂きたいと思

(日本経済新聞社編集局社会部 村上 徒紀郎)

若手の意見を反映させたい

会員 上平 加奈子 (61期)

常議員会の

なことに悩んで日々頑張っているんだということ先輩会員の先生方に分かってもらいたいという気持ちもあった。

常議員会で検討される議案には、「若手支援のため」というキャッチフレーズがつくものが多いが、はたして本当に若手の支援になっているのか疑問に思うこともあり、質問をしたり意見を述べたりしてなるべく積極的に議事に関わるようにしている。議長は同じ事務所の本間豊会員なので、アットホームな雰囲気です。

25年11月現在で約1350名。そのうち60期代(60期から65期まで)の会員は約500名であり、およそ4割を登録5年前後のいわゆる「若手」が占める。しかしながら、今年度の常議員35名のうち、60期代はわずか4名であり、割合としては1割程度である。

若手支援の方策を検討するのに、最終的な議決を採る常議員会に若手が少ないのでは、不十分な議論になってしまう危険性もある。この中で、どのように若手の意見を反映させていくかが、私の課題であると思っている。引き続き興味津々で臨みたい。



品薄気味を乗り越えて盛況

平成25年12月20日、恒例の神奈川県弁護士協同組合主催のバザーが開催された。組合員の好意によって提供されたお歳暮品等を扱い、例年多数の市民が来場するイベントとなっている。一昨年は当会会館リニューアル工事と重なって実施されず、久々の開催となったこと、また、リニューアル後初めて開催されたこと、披露の機会もあつたこと、今

品のバザーは盛況となるのが期待された。準備は滞りなく進められたが、開催日が迫るにつれ例年とは異なる状況が見えてきた。商品がなかなか集まらないのである。おそらく前年実施しなかったことで、組合員のバザーに対する意識が薄れてきていたことや、景気の動向が相変わらず良くないことが原因だったと思われる。それでも当日までには何とか、バザー実施に必要なだけの商品は集まった。

当日、開始時刻前から

当会会館の5階には多数の来場者が集まり、開催から20分余りで完売となった。リニューアルされた会館の披露のつもりであったが、来場者の目は魅力的な商品の数々に釘付けで、必ずしも所期の目的は達せられなかったかもしれない。

しかし、大事なものはバザーで得られた組合の収入をいかに組合員に還元するかである。今後も、協同組合では組合員のためにより良い事業を計画・実行していきたい。最後になったが、今回のバザーにご協力いただいた皆様にご心より感謝申し上げる次第である。

(協同組合バザー実行委員長 佐藤 裕)

出番を待つコーヒーたち

# 私の赤じい

会員 松本 隆

## 社交系男子による 社交ダンスのススメ

大学在学中、社交ダンスを競技として競うスポーツ(以下「競技ダンス」)をしていたこともあり、卒業後はダンス講師の仕事(マダムの方々を抱えたり持ち上げたりするだけの簡単なお仕事である)をしながら受験勉強をしていた。今もたまに教えている。

競技ダンスは「ウッチ

ヤンナンチャン」の番組や映画「シャル・ウィ・ダンス?」でも知られているが、私が始めた理由は、身体が動く仕組を追究したかったから。ではなく、綺麗な先輩に勧誘されて「合法的に女性と手をつなげる」と思ったからである。

競技ダンスには2種類ある。「ラテン」は露出度高め、衣装を着用してセクシーに踊る。時には胸毛も露見する。もう一つの「スタンダード」は、男性はタキシード、女性はお姫様のようなドレスを着用して踊る。

私はラテンを専攻していたが、背が高く姿勢が崩れやすい私は「ネックが入っているぞ!」とよく注意された。「ネックが入る」とは、首が前に入って姿勢が悪くなることとで、試合では0点で即時に予選落ちとなる。猫背であった私にとっては脅威のルールであった。

面白いくところと言えばやはり「インナーマッスル」(身体の奥の筋肉)を使っていることである。ラテンでは「クネクネと腰を8の字

に動かす」のが基本である(「サザエさん」の最初の歌で「果物から出てくる『タマ』の腰の動き)。このクネクネ感をひとたび味わえば「痛いけど気持ちいい」ため路上でも、電車でも、法廷でもクネクネしたい衝動にかられてしまう(注:「かられてしまう」だけである。法廷ではまだやっていけない)。

私は、人(マダムの方々を含む)との接し方、物事を学ぶ姿勢、極意(コツ)の掴み方など、生きるために必要なことは全てダンスから学んだように思う。ちなみに、マダムの方との法律相談の場合、受任率は1.8倍(当社比)である。同志がいれば、横浜弁護士会社交ダンス部を発足する日が来るかもしれない。

今回は18人の会員が参加し、盛況であった。優勝は法曹50周年を迎えた武内大佳会員(15期)、準優勝は武藤一久会員(59期)、3位は會田努会員(25期)と、ベテランと若手が仲良く順位を分け合った。ベスト

## 忘年ゴルフ 武内大佳会員が制す!



平成25年12月17日、毎年恒例の忘年ゴルフが磯子カントリー倶楽部にて開催された。

忘年ゴルフは毎年新ペリア方式(ハンデキャップが隠しホールでのストローク数に応じて設定される)で行われ、その順位は運によっても左右される。

今回の参加会員の期の内訳をみると、50期代が5名、40期代が1名、30期代が6名、20期代が5名、10期代が1名と、ベテランから若手まで揃っており、終始和やかな雰囲気で行われた。ラウンド終了後は、磯子カントリー倶楽部名物の中華料理に舌鼓を打ちながら表彰式が行われ、常議員会議長杯が武内会員に贈呈され、当日のプレーの反省等で盛り上がった。

法曹ゴルフでは、期、年齢、ゴルフの腕前を問わず、新規会員を随時募集している。ゴルフ好きであれば大歓迎であり、特に若手会員はベテラン会員と仕事を超えて親しむことができるチャンス(もちろん逆もまた然り)であるので、興味のある方は筆者又は幹事の成田信生会員、若しくは武藤一久会員までご連絡を頂きたい。

## 新人弁護士 奮闘記

「三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社」という名前の長い会社に就職して2年が経ちます。必ずしも訴訟業務を期待されて採用されたのではなく、入社1年目に新米営業部員として当

社の商品群である環境装置(ごみ処理プラントなど)環境負荷低減を目的とする機械設備)の市場動向を学んだ後、2年目からは、異動先の経営企画部門で、事業戦略策定・

は、弁護士という資格」を有する会社員」として未知の世界に飛び込んだのですが、弁護士業界と一般企業の間には、違いを感じることも多く、新鮮でした。

「破産法」を常備しているところ、苦情が殺到。「デカデカ」と「破産」の二文字を見せるな!縁起が悪い!というのです。確かにその通りで、弁護士業界では「破産」はこ

し、同時に、破産を含めた「裁判」というものに対して、こんなにも我々の感覚が世間一般からずれている可能性があるのかという点にも気が付き、衝撃を受けたのでした。

当社では、独特の企業風土のためか、「三菱の常識は世間の非常識」と冗談交じりの自戒を述べる技術者もおりますが、「弁護士の常識は世間の非常識」などとは言われぬよう、社会の趨勢には常に目を配りながら、今後も研鑽を重ねていきたいと考えております。

法曹ゴルフでは、期、年齢、ゴルフの腕前を問わず、新規会員を随時募集している。ゴルフ好きであれば大歓迎であり、特に若手会員はベテラン会員と仕事を超えて親しむことができるチャンス(もちろん逆もまた然り)であるので、興味のある方は筆者又は幹事の成田信生会員、若しくは武藤一久会員までご連絡を頂きたい。

法曹50周年日に優勝の武内会員(左)右は高岡香会員

## 「弁護士の常識」は「世間の非常識」!?と言われないうために

新64期 会員 有光 文人

予算管理の取りまとめ業務を通じて経営の考え方を学ぶ機会を頂いております。

特に印象的だったのが「破産」。入社直後、資材発注先の倒産があり、社内アドバイスを求められることがあったので、机上に『大コンメンター

く日常的な現象ですが、会社からすれば社員を路頭に迷わす悪夢でしかありません。そのことを、言われるまで思い至らなかった自分を恥じました

「弁護士の常識は世間の非常識」などとは言われぬよう、社会の趨勢には常に目を配りながら、今後も研鑽を重ねていきたいと考えております。

知らない所を旅するのが好きで、ふらりと足を延ばすことがある。知らない街は楽しい。うちの近くでも、なる

べく知らない道を通ってみると、これも結構楽しい。どこにでも道はあり、必ずどこかにつながっているのだけど、それぞれの風景の楽しさは、歩いてみないとわからない。

デスク 記者 畑中 隆爾 吉田 正穂 越川 純哉 古西 達夫 田丸 明子 三浦 靖彦 大崎 徹

## 編集後記

知らない所を旅するのが好きで、ふらりと足を延ばすことがある。知らない街は楽しい。うちの近くでも、なる

べく知らない道を通ってみると、これも結構楽しい。どこにでも道はあり、必ずどこかにつながっているのだけど、それぞれの風景の楽しさは、歩いてみないとわからない。

**横浜弁護士会 小田原法律相談センター**  
電話/0465-24-0017 予約受付時間/月~金 9:30~17:00

- ◆総合相談 (30分以内・5,000円)  
月・水・金 9:50~11:50  
火・第5木 13:30~15:30
- ◆多重債務相談 (30分以内・無料)  
月・水・金 13:30~15:30  
火・木 9:50~11:50
- ◆離婚相談 (30分以内・5,000円)  
第1・3木 13:30~15:30
- ◆相続相談 (30分以内・5,000円)  
第2・4木 13:30~15:30
- ◆交通事故相談 (30分以内・無料)  
第1木 13:30~16:00

法曹50周年日に優勝の武内会員(左)右は高岡香会員